

福岡県建設工事に係る建設業者の指名 停止等措置要綱の改正について

昭和 62 年 6 月 30 日
62 管行第 40 号の 2
総務部長依命通達

本庁各部（課、室）長
教 育 長
警 察 本 部 長
各委員会（委員）事務局長
県 議 会 事 務 局 長
各 出 先 機 関 の 長

建設業者に対する指名停止等の措置については、従来、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和 54 年 9 月 22 日 54 管第 528 号総務部長依命通達）により所要の措置を講じてきたところではありますが、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルにより、指名停止の措置要件等についての見直しを行った結果、上記要綱の全部を改正し、昭和 62 年 7 月 1 日から、別紙福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づき措置することになりました。

つきましては、当該事務処理に遺憾のないようにしてください。

以上命により通達します。

福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱

最終改正 令和6年5月13日 6財活第377号

(趣旨)

第1条 福岡県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）に関し、建設業者に対して行う指名停止等の措置については、この要綱の定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 福岡県の建設工事競争入札参加資格者名簿に登録された者をいう。
- (2) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、設計監理、地質調査及びコンサルタントに関する事業をいう。
- (3) 役員 法人の会長、取締役、監査役、支店長及び営業所長をいう。
- (4) 使用人 建設業者との間に指揮命令関係がある者であって、役員以外の全てのものをいう。
- (5) 所管部 当該指名停止等の事案に係る県発注工事等を所掌する部（局）、県警察本部、県教育庁及び企業局（所掌する部（局）等を特定できないときは、建築都市部）をいう。
- (6) 所管部長 所管部の部（局）長、県警察本部長、県教育長及び企業局長をいう。
- (7) 部長等 総務部長、県発注工事を所掌する部（局）の部（局）長、県警察本部長、県教育長及び企業局長をいう。
- (8) 主管課長 本庁の指名委員会のうち、部（局）長等が委員長となる指名委員会の庶務を担当する課の課長をいう。
- (9) 課長等 各部（局）等の課（室）長又は出先機関の長をいう。
- (10) 契約担当者 知事又は県発注工事に係る請負契約の締結権限の委任を受けた職員をいう。
- (11) 指名停止 県発注工事に係る請負契約のための指名競争入札に関し、期間を指定して指名しない措置をいう。

(指名停止)

第3条 所管部長は、建設業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、指名停止委員会の審議を経て、当該建設業者に対して、情状に応じ、同表の期間欄に定めるところにより期間を指定し、指名停止を行うものとする。

2 所管部長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る建設業者を指名してはならない。

当該指名停止に係る建設業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 契約担当者は、落札決定者であっても、契約締結前に指名停止となった建設業者を契約の相手方としてはならない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 所管部長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき建設業者である下請負人があることが明らかになったときは、指名停止委員会の審議を経て、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 所管部長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、指名停止委員会の審議を経て、当該共同企業体の構成員である建設業者（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 所管部長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る建設業者を構成員に含む共

同企業体について、指名停止委員会の審議を経て、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 建設業者が一の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 建設業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

なお、この場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める長期を超えないものとする。

(1) 別表その1各号又は別表その2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表その1各号又は別表その2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表その2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 所管部長は、建設業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 所管部長は、建設業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 所管部長は、指名停止の期間中の建設業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、指名停止委員会の審議を経て、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で、指名停止の期間を変更することができる。

6 所管部長は、指名停止の期間中の建設業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、指名停止委員会の審議を経て、当該建設業者に対する指名停止を解除するものとする。

7 別表その3の第1号から第3号までの措置要件により指名停止を行った場合は、当該指名停止の期間を経過する時点において、指名停止措置の措置要件に該当しているか、県警察本部に確認を行うものとする。その結果、該当している旨の通知があったときは、指名停止委員会の審議を経て、当該建設業者に対して、別表その3の期間欄に定めるところにより期間を指定し、指名停止を行うものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 所管部長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第5条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は福岡県の職員（特別職を含む。以下同じ。）が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、建設業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表その2第4号又は第7号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定める長期の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各公共工事発注機関の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表その2第4号、第5号又は第6号に該当する建設業者に悪質な事由が

あるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間。

- (3) 福岡県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し別表その2第7号、第8号又は第9号に該当する建設業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間。

（部長等に対する指名停止の通知）

第7条 所管部長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定による指名停止期間の変更を行い、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、指名停止決定（変更・解除）通知書（様式第1号）により、部長等及び当該部の課長等へ通知するものとする。

（建設業者への通知）

第8条 所管部長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書（様式第2号）により、第3条第2項後段の規定により指名を取り消したときは指名取消通知書（様式第3号）により、指名停止期間の変更を行ったときは指名停止期間変更通知書（様式第4号）により、第5条第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書（様式第5号）により、当該建設業者に対して遅滞なく通知するものとする。この場合において、指名を取り消す工事が、電子入札（電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機と入札参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用して行う入札手続をいう。）を行う建設工事であるときは、当該指名取消通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によって通知するものとする。

- 2 所管部長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由となった事案が県発注工事に関するものであるときは、当該建設業者から必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（指名停止の公表）

第9条 所管部長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い又は第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは、指名停止措置状況書（様式第6号）を（ただし、別表その3各号に掲げる措置要件に該当することによる指名停止の場合は、併せて、暴力団関係事業者に対する指名停止措置等一覧表（様式第7号）を）県民情報センター及び地区県民情報コーナーに配架し、閲覧に供するとともに、県のホームページに掲載し公表するものとする。

（不正行為等の報告）

第10条 課長等は、その所管する県発注工事に関し、別表各号に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、速やかに不正行為等報告書（様式第8号）により、主管課長を経て、所管部長に報告しなければならない。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 契約担当者は、指名停止の期間中の建設業者を随意契約の相手方としてはならない。

ただし、特許権の設定された工法等を使用しなければならない等やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

（下請等の禁止）

第12条 契約担当者は、指名停止の期間中の建設業者が県発注工事の一部を下請（一次及び二次下請以降全ての下請を含む。）し、又は受託することを承認してはならない。

- 2 契約担当者は、指名停止の期間中の建設業者が県発注工事の資材、原材料の購入契約等の相手方となることを承認してはならない。ただし、当該指名停止が別表その3各号に掲げる措置要件に該当することをもってされたものでない場合において、県発注工事に影響を及ぼすおそれがある等やむを得ない特別の事由があると認めるときは、この限りではない。
- 3 契約担当者は、指名停止の期間中の建設業者が県発注工事の完成保証人となることを承諾してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第13条 所管部長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該建設業者に対して、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができる。

- 2 所管部長は、前項の規定により建設業者に対して警告を行ったときは、その内容を県のホームページに掲載し公表するものとする。

(指名停止委員会の設置)

第14条 所管部長が建設業者に対して行う指名停止を審議するため、指名停止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第15条 委員会の委員は、財産活用課長、農山漁村振興課長、県土整備企画課長、建築都市総務課契約室長、建築指導課長、県教育庁施設課長及び県警察本部施設課長をもって充てる。

- 2 委員会に会長を置き、県土整備企画課長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会の事務局は、所管部の担当課とする。

(委員会の審議)

第16条 委員会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要により関係職員の出席を求めることができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(回議)

第17条 委員会に付すべき事案であつて、会長が急施を要し委員会に付議する暇がないと認めるときは、過半数の委員に回議し会長が決定することをもって前条の審議に代えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、昭和62年7月1日以後この要綱又はこの要綱による改正前の福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（以下「旧要綱」という。）の措置要件等に該当することが判明した事案から適用し、同日前において旧要綱の措置基準等に該当することが判明していた事案については、なお、従前の例による。

附 則 （平成元年3月31日63管行第313号総務部長依命通達）

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 （平成13年12月21日13管行第123号の6総務部長依命通達）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、平成14年1月1日以後この要綱の措置要件等に該当することが判明した事案から適用し、同日前において改正前の福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱の措置要件等に該当することが判明していた事案については、なお、従前の例による。

附 則 (平成15年3月26日14管行第163号総務部長依命通達)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月12日15管第10132号の1総務部長依命通達)

この要綱は、平成16年3月12日から施行する。

附 則 (平成16年10月1日16管第3624号の3総務部長依命通達)

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年8月8日17管第3814号の1総務部長依命通達)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年8月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱の規定は、平成17年8月8日以後に措置要件等に該当することが判明した事案に適用し、同日前に改正前の福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱の措置要件等に該当することが判明していた事案については、なお、従前の例による。

附 則 (平成18年2月15日17管第10142号の1総務部長依命通達)

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。ただし、第9条の改正(県のホームページへの掲載による公表に係る部分に限る。)については、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月20日18管第8072号総務部長依命通達)

この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

附 則 (平成19年5月7日19管第577号総務部長依命通達)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱の規定は、平成19年6月1日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお、従前の例による。

附 則 (平成19年6月1日19管第1615号総務部長依命通達)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱の規定は、平成19年6月1日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお、従前の例による。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日 19 管第 9601 号総務部長依命通達)
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 2 日 21 財活第 2524 号総務部長依命通達)
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 26 日 23 財活第 2335 号総務部長依命通達)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお、従前の例による。

附 則 (平成 26 年 2 月 17 日 25 財活第 2216 号総務部長依命通達)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 2 月 17 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 26 日 28 財活第 157 号総務部長依命通達)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 8 月 15 日 30 財活第 1018 号総務部長依命通達)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 8 月 15 日から施行する。

附 則 (令和元年 5 月 17 日 1 財活第 264 号総務部長依命通達)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 5 月 28 日 2 財活第 696 号総務部長依命通達)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 5 月 28 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 2 月 10 日 2 財活第 2869 号総務部長依命通達)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 5 月 24 日 4 財活第 407 号総務部長依命通達)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 5 月 24 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 5 月 13 日 5 財活第 377 号総務部長依命通達)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 5 月 13 日から施行する。

別表その1 県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県発注工事に係る競争参加資格確認申請書、入札参加資格審査申請書その他関係資料（記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 県発注工事の施行に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>3 前号に掲げるもの以外の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内</p>

別表その2 贈賄又は不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が福岡県(福岡県の設立に係る公社を含む。以下同じ。)の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から18ヵ月以上24ヵ月以内
2 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が福岡県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から12ヵ月以上18ヵ月以内
3 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が福岡県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6ヵ月以上12ヵ月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 県発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から18ヵ月以上24ヵ月以内
5 福岡県内において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から12ヵ月以上18ヵ月以内
6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から6ヵ月以上12ヵ月以内
(競売入札妨害又は談合)	
7 県発注工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から18ヵ月以上24ヵ月以内
8 福岡県内において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から12ヵ月以上18ヵ月以内
9 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6ヵ月以上12ヵ月以内
(建設業法違反行為)	
10 県発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

<p>11 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為) 12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>13 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、建設業者である個人又は建設業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)、刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の規定による罰金刑を宣告され、県発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内</p>

別表その3 暴力的組織等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 次のいずれかに該当するものとして県警察本部から通知があり、県発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。</p> <p>(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 36ヵ月</p>
<p>2 次のいずれかに該当するものとして県警察本部から通知があり、県発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。</p> <p>(2) 前号(1)又は(2)に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。</p> <p>(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。</p> <p>(4) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。</p> <p>(5) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。</p> <p>(6) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。</p>	<p>(1)～(5)について 当該認定をした日から 24ヵ月</p> <p>(6)について 当該認定をした日から 18ヵ月</p>
<p>3 前号に規定する場合において、役員等又は使用人が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例の規定による罰金刑を宣告されたとき（同号(1)から(6)までのいずれかに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。）。</p>	<p>当該認定をした日から 36ヵ月</p>
<p>4 県発注工事に関し、暴力的組織又は構成員等から不当介入を受けあるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず県に報告せず、又は所轄の警察署に届出なかったとして県警察本部から通知があり、県発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4ヵ月</p>

様式第1号（第7条関係）

番 号
年 月 日

殿

所管部長名

指名停止決定（変更・解除）通知書

商号又は名称	本 社		本支の 県店名 在等称	
代表者氏名	代氏 表 者名		支等氏 店 長の名	
主たる業種 許可番号等	許号 可 番等	大臣 知事 号 (年 月 日)	主業 た る種	指格 名名 資簿 番号 県土整備 事務所
会社所在地	本 店 社		支営 業 店所	
関係工事名				
工事場所				
指名停止期間	年 月 日から 年 月 日まで（ か月間）			
変更期間	年 月 日から 年 月 日まで（ か月間）			
解除年月日	年 月 日			

（指名停止の理由）

（措置基準別表 第 号該当）

様式第2号（第8条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代表者氏名

知事名 印

指 名 停 止 通 知 書

今度の貴社（殿）の行為は、県発注工事の受注者としての社会的期待及び責任に照らしてあってはならないものであり、誠に遺憾であります。

よって、今後県が発注するすべての請負工事に際し、下記のとおり貴社（殿）の指名を停止することにしたので通知します。

なお、貴社（殿）が現在施工中の 工事については、これが工期内完全しゅん工のため格段の努力をされるよう申し添えます。

〔注〕別表その3（暴力的組織等に対する措置基準）に該当する場合、又は該当する可能性がある場合は、なお書きは削除して使用すること。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

年 月 日から
（ 月間）
年 月 日まで

様式第3号（第8条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
殿

契約担当者名 印

指 名 取 消 通 知 書

先に、 工事について、 年 月 日 第 号をもって貴社（殿）
に指名通知をしたところではありますが、今回貴社（殿）の指名停止の決定があり、指名を取り消
したので、通知します。

様式第4号（第8条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代表者氏名

知事名 印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日 第 号をもって貴社（殿）の指名停止を行った旨を通知したところではありますが、このたび、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様式第5号（第8条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代表者氏名

知事名 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日 第 号をもって貴社（殿）の指名停止を行った旨を通知したところですが、 年 月 日をもって当該指名停止を解除したので通知します。

	年	月	日
課名：		部	課
内線：			
直通：			

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者：住所
商号又は名称
- 2 指名停止の期間： 年 月 日～ 年 月 日（ヵ月間）
- 3 事実概要：
- 4 指名停止の理由：

【指名停止措置要綱 別表 第 号該当】

措 置 要 件	期 間

様式第7号（第9条関係）

	年	月	日
課名：		部	課
内線：			
直通：			

暴力団関係事業者に対する指名停止措置等一覧表

●指名停止措置

日付	期間	商号又は名称	住所	理由
年 月 日	年 月 日から まで			
年 月 日	年 月 日から まで			

●排除措置

日付	期間	商号又は名称	住所	理由
年 月 日	年 月 日から まで			
年 月 日	年 月 日から まで			

様式第8号（第10条関係）

番 号
年 月 日

部長 殿

課長等名

不正行為等報告書

商号又は名称	本 社		本支の 県店名 在等称	
代表者氏名	代氏 表 者名		支等氏 店 長の名	
主たる業種 許可番号等	許号 可 番等	大臣 知事 号 (年 月 日)	主業 た る種	指格 名名 資簿 番号 県土整備 事務所
会社所在地	本 店 社		支営 業 店所	
関係工事名				
不正行為等発生年月日				
不正行為等発生場所				

(不正行為等の内容)

(注) 新聞情報、その他参考資料添付

福岡県建設工事に係る建設業者の指名 停止等措置要綱の運用について

平成 26 年 2 月 17 日

25 財活第 2216 号の 2

総務部長通知

最終改正 令和 6 年 5 月 13 日 6 財活第 377 号

本庁各部（課、室）長
警察本部長
教 育 長
各委員会（委員）事務局長
県議会事務局長
各出先機関の長

このことについて、現行措置要綱の一部を改正し、平成 26 年 2 月 17 日から改正後の福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱によることとしておりますが、同要綱の運用につきましては、下記によることとしましたので、事務処理に遺漏のないよう通知します。

なお、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱の運用について（平成 24 年 3 月 26 日 23 財活第 2335 号の 2 総務部長通知）は、廃止します。

ただし、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱の一部を改正する要綱（平成 24 年 3 月 26 日 23 財活第 2335 号）附則第 2 項において、なお従前の例による場合にあっては、平成 19 年 6 月 1 日 19 管第 1615 号の 2 総務部長通知によることとしますので、申し添えます。

記

1 指名停止の意義について

指名停止の措置は、指名基準の運用の一環として、建設業者の関係者が贈賄等の事件で逮捕される等、一般社会通念上、公共工事の契約の相手方（受注者）として不適切と認められる建設業者について、一定の期間指名の対象から排除することを定める発注機関内部の規制措置である。

2 所管部について

第 2 条第 1 項第 5 号の所管部の定義中の「所掌する部（局）等を特定できないとき」とは、次の基準に従い判断してもなお所管する部（局）等を特定できないときをいうものであること。

(1) 当該事案と同種・同様の工事等（建設業法違反案件を除き、国等が所管する工事等で県が補助金等を交付している場合を含む。）を所掌する部（局）等で、当該年度及び過去 2 ヶ年度における当該建設業者への発注実績がある場合は、当該部（局）等とする。

(2) (1) に該当する部（局）等がない場合において、当該建設業者が現時点で県発注工事を施工しているときは、当該県発注工事を所管する部（局）等とする。

なお、複数部（局）等に係る工事を施工しているときは、発注金額の多い部（局）等とする。

(3) (1) 及び (2) によっても、所管する部（局）等を特定できないときは、当該年度及び過去 2 ヶ年度における当該建設業者への発注金額が多い部（局）等とする。

(4) 別表その3各号に掲げる措置要件に該当するときは、(1)から(3)までの規定にかかわらず、総務部とする。

3 共同企業体に関する指名停止の運用(第5条)

(1) 第4条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、既に対象である工事について開札済みであって、新たな指名が想定されない特定建設工事共同企業体については対象としないこと。

(2) 第4条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第5条第2項に基づく措置(以下「短期加重措置」という。)の対象としないこと。

4 短期加重措置の運用について(第5条第2項)

(1) 建設業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないこと。

(2) 下請負人又は共同企業体の構成員について短期加重措置を講じるときは、元請人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものであること。

5 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の加重について(第6条)

(1) 指名停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後の短期に加重するものとする。

(2) 第2号及び第3号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して建設業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

(3) 「他の公共機関の職員」(第3号並びに別表その2第2号、第3号、第5号、第6号、第8号及び第9号)とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

6 別表その1関係

(1) 虚偽記載(第1号)に係る指名停止期間運用基準

程 度	期 間
調査資料等に虚偽の記載	1ヵ月～3ヵ月
調査資料等に虚偽の記載をし、かつ悪質性が高い	3ヵ月～6ヵ月

(2) 過失による粗雑工事(第2号: 県発注工事)に係る指名停止期間運用基準

程 度	期 間
補修(補修命令を含む。)により所期の目的を達成することが可能な場合	1ヵ月～3ヵ月
補修(補修命令を含む。)では所期の目的を達成できない場合	3ヵ月～6ヵ月

(3) 過失による粗雑工事(第3号: 一般工事)の契約不適合の重大性の判断
一般工事における過失による粗雑工事について、契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

(4) 過失による粗雑工事(第3号: 一般工事)に係る指名停止期間運用基準

程 度	期 間
補修により所期の目的を達成することが可能な場合	1ヵ月～2ヵ月
補修では所期の目的を達成できない場合	2ヵ月～3ヵ月

(5) 契約違反(第4号)に係る指名停止期間運用基準

程 度	期 間
共通仕様書・契約書等違反	2週間～1ヵ月

共通仕様書等違反かつ負傷者若しくは損害を伴うもの	1ヵ月～2ヵ月
共通仕様書等違反かつ死亡を伴うもの	2ヵ月～3ヵ月
共通仕様書等違反かつ悪質性の高いもの	3ヵ月～4ヵ月

※ 共通仕様書違反は、基本的には過去の事例により事故報告義務違反等を想定。また建設業法に抵触していても明らかに契約違反と認定されるものも含む。

※ 悪質性の認定とは、例えば

- ・ 損害賠償請求の必要性の有無
 - ・ 守秘義務違反等により工事、コンサル、業務等遂行に際し支障をきたすことが懸念される
 - ・ 組織ぐるみである
 - ・ 労働基準監督署等より行政処分が下されている
- 等を指すものとする。

(6) 事故に基づく措置基準（第5号から第8号まで）

公衆損害事故又は工事関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止を行わないこと。

- ア 作業員個人の責めに帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
- イ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

(7) 県発注工事における安全管理措置の不適切の判断（第5号及び第7号）

県発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、アの場合とすること。ただし、イによることが適当である場合には、これによることのできるものであること。

- ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合
- イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

(8) 県発注工事における公衆損害事故（第5号）に係る指名停止期間運用基準

程 度	被害状況	期 間
著しく安全管理義務を怠った	死亡（複数）	4ヵ月～6ヵ月
	死亡1人	3ヵ月～4ヵ月
	重傷	2ヵ月～3ヵ月
	軽傷	2ヵ月
	物損重大	2ヵ月～3ヵ月
	物損	2ヵ月
安全管理の措置が不適切である	死亡（複数）	3ヵ月～4ヵ月
	死亡1人	2ヵ月～3ヵ月
	重傷	1ヵ月～2ヵ月
	軽傷	1ヵ月
	物損重大	1ヵ月～2ヵ月
	物損	1ヵ月

※ 重傷：全治2月以上を目安

※ 軽傷：休業及び入院4日以上を目安

※ 物損の重大性とは、工事事故により所有者及び使用者に与えた損害の程度等によって判断する。

(9) 一般工事事務における安全管理措置の不適切の判断（第6号及び第8号）

一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大

であると認められるのは、原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

(10) 一般工事における公衆損害事故（第6号）に係る指名停止期間運用基準

程 度	期 間
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、損害を生じさせた	1 ヶ月
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、死傷者を生じさせた	1 ヶ月～2 ヶ月
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、多数の死傷者を生じさせた	2 ヶ月～3 ヶ月

(11) 県発注工事における工事関係者事故（第7号）に係る指名停止期間運用基準

程 度	被害状況	期 間
著しく安全管理義務を怠った	死亡（複数）	2 ヶ月～4 ヶ月
	死亡1人	2 ヶ月
	重傷	1 ヶ月～2 ヶ月
	軽傷	1 ヶ月
安全管理の措置が不適切である	死亡（複数）	1 ヶ月～2 ヶ月
	死亡1人	1 ヶ月
	重傷	2 週間～1 ヶ月
	軽傷	2 週間

(12) 一般工事における工事関係者事故（第8号）に係る指名停止期間運用基準

程 度	期 間
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、多数の死傷者を生じさせた	1 ヶ月～2 ヶ月
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、死傷者を生じさせた	2 週間～1 ヶ月

7 別表その2 関係

(1) 独占禁止法第3条に違反した場合（第4号、第5号及び第6号）は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 建設業者である法人の代表者、建設業者である個人又は建設業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

(2) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合（第4号、第5号及び第6号）は、課徴金納付命令が出されたこと又は刑事告発がなされたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

(3) 別表その2第4号から第6号までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表その2第4号から第6号までに規定する期間の短期を下回る場合においては、第5条第3項の規定を適用するものとする。

(4) 建設業法違反行為（第10号及び第11号）について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

- ア 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合
- (5) 経審虚偽申請は、発注者に対し信頼を著しく損なう行為であることから、期間については、原則として、第10号を準用して、県発注工事において建設業法上の監督処分が出された場合と同様の指名停止期間を措置することとする。
- (6) 「業務」(第12号)とは、個人の私生活上の行為以外の建設業者の業務全般をいうものであること。
- (7) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」(第12号)とは、原則として、次の場合をいうものとする。
- ア 指名停止の対象となる建設業者の行為のうち、代表的なものについて別表その1及び別表その2の第1号から第11号までに列挙しているもので、それ以外の不正または不誠実な行為を対象とする。
- イ 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が九州地域内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- ウ 県発注工事に係る入札又は随意契約に関して、契約の相手方として決定した後の辞退、建設業者の過失による入札手続きの大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合
- (8) 不正又は不誠実な行為(第12号及び第13号)に係る指名停止期間運用基準

対象行為	不正又は不誠実な行為の形態	措置の期間	
業務に関する行為	① 単純暴行、脅迫等	代表役員等 一般役員等 使用人	3ヵ月～5ヵ月 2ヵ月～4ヵ月 1ヵ月～2ヵ月
	② ①により傷害を加えた者 イ 致死又は重傷を加えた者 ロ 傷害(重傷を除く。)を加えた者	代表役員等 一般役員等 使用人 代表役員等 一般役員等 使用人	6ヵ月～9ヵ月 5ヵ月～7ヵ月 4ヵ月～6ヵ月 3ヵ月～5ヵ月 2ヵ月～4ヵ月 1ヵ月～3ヵ月
	③ 暴行、脅迫により財物を喝取した者	代表役員等 一般役員等 使用人	4ヵ月～6ヵ月 3ヵ月～5ヵ月 2ヵ月～4ヵ月
	④ ③の行為と傷害を加えた者	代表役員等 一般役員等 使用人	7ヵ月～9ヵ月 6ヵ月～7ヵ月 5ヵ月～6ヵ月
	⑤ 偽計を用いて正常な入札業務又は請負契約を阻害した者	代表役員等 一般役員等 使用人	3ヵ月～6ヵ月 2ヵ月～5ヵ月 1ヵ月～3ヵ月
	⑥ 建設業者が、正当な理由がなく、県発注工事の落札者でありながら契約を締結しなかったとき		6ヵ月～9ヵ月
	⑦ 他の法令に違反した者	代表役員等 一般役員等 使用人	3ヵ月～4ヵ月 2ヵ月～3ヵ月 1ヵ月～2ヵ月
業務外	① 上記①②③④に該当した者	代表役員等	上記①②③④の左欄に相応する右欄の期間

の 行 為	② その他の場合 ※ 上記の⑦に該当した者	代表役員等	2ヵ月～3ヵ月
-------------	--------------------------	-------	---------

※ 代表役員等：建設業者である個人又は建設業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）

※ 一般役員等：建設業者の役員（執行役員を含む）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの

※ 使用人：建設業者との間に指揮命令関係がある者であって、役員以外の全てのものをいう。

(9) 「代表権を有すると認めるべき肩書」（第13号）とは、専務取締役以上の肩書をいうものであること。

8 別表その3関係

- (1) 第1号(2)の「構成員等」には、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条第3号に規定する「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を含むものとする。ただし、警察の離脱支援を受け、暴力団員でなくなった者は含まない。
- (2) 構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は第1号(1)若しくは(2)に該当するものである事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。
- (3) 第2号(6)の「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。この場合、偶然出会った場合などは含まないが、年1回でもその事実がある場合には当該要件に該当するものとする。
- (4) 第2号(6)の「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。
- (5) 第4号の「不当介入」とは、当該要求に応じる合理的な理由がないにもかかわらず、暴行、威迫する言動その他の不当な手段により違法又は不適正な行為を要求し、又は工事の進捗の障害となる行為をすることをいう。